

# 自筆証書遺言 完全版【記入例】

田中太郎 / 完成形サンプル

これは記入例です。実際の内容はご自身の状況に合わせて記入してください。実際は便箋等に必ず手書きで全文を書く必要があります。

以下の文面は、便箋等に『本人が』『全文を』『自筆で』書き写してください。プリントアウトしたまま提出すると無効になります。

## 遺言書

遺言者 田中 太郎（昭和35年4月1日生）は、次のとおり遺言する。

### 第1条（不動産の相続）

1. 遺言者は、遺言者の所有する下記不動産を、長男 田中 一郎（昭和60年5月10日生）に相続させる。

土地：所在 東京都千代田区サンプル町1丁目 / 地番 2番3 / 地目 宅地 / 地積 120.55㎡

建物：所在 東京都千代田区サンプル町1丁目2番地3 / 家屋番号 2番3 / 種類 居宅 / 構造 木造瓦葺2階建 / 床面積 1階 50.20㎡・2階 45.10㎡

### 第2条（預貯金の相続）

1. 遺言者は、下記預貯金を、長女 田中 花子（昭和63年9月15日生）に相続させる。

みずほ銀行 千代田支店 普通預金 口座番号 1234567 名義 田中太郎（残高約500万円）

三菱UFJ銀行 神田支店 定期預金 口座番号 7654321 名義 田中太郎（残高約1,000万円）

### 第3条（その他の財産の相続）

1. 遺言者は、前2条記載の財産以外の遺言者の有する一切の財産（動産・有価証券・債権・債務を含む）を、妻 田中 久子（昭和38年7月20日生）に相続させる。

具体例：野村證券 神田支店 一般口座 口座番号 555-1234567（投資信託 約800万円） / 自動車 トヨタ プリウス（時価約200万円） / 家財一式

### 第4条（祭祀承継者の指定）

1. 遺言者は、祭祀（系譜・祭具及び墳墓）を主宰すべき者として、長男 田中 一郎 を指定する。

### 第5条（遺言執行者の指定）

1. 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、弁護士 山田 三郎（東京都千代田区サンプル町5-6-7 山田法律事務所所属）を指定する。

2. 遺言執行者は、預貯金の解約・払戻し・名義変更、不動産の登記手続、その他本遺言の執行に必要な一切の権限を有する。

3. 遺言執行者の報酬は、相続財産の1%（最低30万円）とする。

## 第6条（付言事項）

長男 一郎、長女 花子、妻 久子、これまで本当にありがとう。家族みんなで助け合って、健康で穏やかな日々を過ごしてください。実家の土地建物は、一族の歴史を継ぐ意味で一郎に託します。花子には預貯金の中から自由に使ってもらえる形で残しました。久子には残された生活が困らないよう、その他すべての財産を託します。どうか兄弟仲良く、母を支えてあげてください。

令和7年5月12日

住所 東京都千代田区サンプル町1丁目2番地3

遺言者 田中 太郎

実印

### このサンプルの特徴

- ・民法968条の要件（自筆・日付・氏名・押印）を全て満たす
- ・不動産は登記簿の表示通りに正確記載（所在・地番・地目・地積）
- ・預貯金は『金融機関＋支店＋種別＋口座番号＋名義』をフル記載
- ・『その他財産』条で予期しない財産（株式・投資信託・後年取得分）もカバー
- ・祭祀承継者を別途指定（民法897条 / 墓・仏壇の取扱）
- ・遺言執行者を指定（弁護士）し、相続手続を円滑化
- ・付言事項で家族への感謝と分配理由を述べ、納得感を高める

### 訂正方法の例（民法968条3項）

もし『500万円』を『600万円』に訂正したい場合：

1. 訂正箇所に二重線を引き、その上または横に正しい文字を自筆で記入
  2. 訂正箇所に押印（本文末尾と同じ印鑑）
  3. 余白に「3行目『500万円』とあるを『600万円』と訂正」と自筆で書き、署名
  4. 上記の3要件を一つでも欠くと、訂正部分のみ無効となる
- ・ 不安があれば書き直しが安全です